令和5年6月〇〇日

(名称) 武豐町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 武豊町における公共交通を取り巻く動向と取り組み概要

〇武豊町の実態

武豊町は、面積25.92k㎡、人口43,535人(令和2年国勢調査)で、名鉄河和線の3駅、 JR武豊線1駅の鉄軌道があるが、路線バスについては運行されていないため、住民から 公共交通サービスの提供に対する要望、公共交通空白問題を抱えていた。

〇公共交通の取組動向

バスによる地域公共交通サービスについては、平成15年に3ヶ月間のコミューターバンを使用した巡回バスの試行運行を実施したが十分な利用がなく、本格運行に至らなかった。しかし、少子高齢化・人口減少社会に対応した生活交通の確保は不可欠であり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行等を契機に、地域公共交通会議を設置し、武豊町地域公共交通総合連携計画を策定した。地域公共交通総合連携計画で示した交通システムの狙いは、二つの鉄軌道を「広域幹線系統」として捉え、名鉄知多武豊駅を中心に、町内主要施設と市街化区域をカバーするループ型のコミュニティバスの試行運行を平成22年7月27日から開始した。また、コミュニティバスの利用促進と市街化調整区域等をカバーするため、事前予約制・区域運行の乗合タクシーを平成23年9月より構築した。

〇コミュニティバスの導入目的とその後の取り組み

こうした段階的にネットワークを構築することで、交通空白地の解消とお年寄り等住民が安全に暮らせ、気軽に移動できる生活の足を確保することを目指した。地域公共交通総合連携計画をふまえ、コミュニティバスを「地域内フィーダー系統」として本格運行することが必要であり、平成24年度に生活交通ネットワーク計画を定めた。

平成27年度には、生活交通確保維持改善計画の推進と並行して、武豊町地域公共交通会 議において地域公共交通網形成計画の策定を行い、以下のフィーダー路線の再編を行った。

- ・緑ルートの利用は他のルートに比べ少ないため、緑ルートを廃止し、赤ルートに統合
- ・武豊町に隣接する半田市の大型商業施設への接続要望があったため、赤ルートの延伸
- ・停留所別の利用実績と道路整備による運行体制の見直しに伴う青ルートのルート変更 さらに利用促進を図るためには便数増に対する要望があったため、緑ルートの廃止を通 して配車計画を大幅に見直し、赤・青ルートそれぞれに車両を専用化し、便数増を行った。

その後、道路環境の整備や地域住民の要望に伴い一部停留所の停留所位置の見直しを実施した。平成30年10月には、半田市の基幹バス及びコミュニティバスが青山駅に接続することを受け、広域ネットワークの形成、利便性の向上を目的に北部赤ルートを青山駅まで延伸し、地域間幹線系統の強化を行った。また、令和元年10月には利用者増に伴う遅延解消と住民のバス停留所の増設要望を受け、周回運行時間の見直しに伴う便数変更及び南部青ルートの路線の延伸を行った。合わせて、乗合タクシー制度を再検討し、行政による定路線型の接続タクシーへの補助という運行体制で再編を行った。また、回数券事業に加えて、高齢者の交通事故件数の減少と公共交通の利用促進を図るために65歳以上の運転免許証自主返納者と70歳以上の高齢者を対象とした無料乗車券交付事業を開始した。

令和2年4月には運賃の見直しを行い、これまでの介助者のみではなく、障がい者手帳 所持者本人も無料対象とした。

令和2年度、令和3年度には住民団体と町が連携し、住民ワークショップ及び地区(壱町田)ワークショップを実施するとともに、令和4年2月に接続タクシーに関する社会実験を地区(壱町田)にて実施し、コミュニティバス及び接続タクシーの今後について検討した。

令和4年10月には、利用者およびカバーエリアを増やすことを目的に、青ルートのルート(北部延伸)・停留所位置・巡回方向・ダイヤ見直しを実施するとともに、接続タクシー

については、自宅と自宅から最寄りのバス停留所間の移動ができるように制度を変更した。

〇公共交通ネットワークの機関分担

〇赤ルート・・・・地域間幹線系統(半田市への乗り入れ)

・鉄道や大型商業施設、医療機関の利用を想定し、行政境を意識することなく移動できるサービスをバスにて提供する路線

○青ルート・・・・フィーダー系統(当該生活交通確保維持改善計画による申請路線)

・鉄道や医療機関、観光資源、公共施設など、地域内の主要施設を つなぐ移動サービスをバスにて提供する路線

〇接続タクシー・・コミュニティバスを補完する移動サービス

・地域交流路線(定時定路線)のサービス提供が難しい交通空白地 を対象に、タクシーにて移動のサービスを提供する定路線型の乗 用タクシーへの補助を通して、コミュニティバス路線が運行され ない地区への交通空白地の解消を目的とした交通網(自宅からコ ミュニティバスの最寄り停留所間を接続)

(2) 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

武豊町の公共交通に関する取り組みをふまえ、名古屋方面等広域の移動を担う鉄道と半田市との移動を担う地域間幹線系統(赤ルート)の交通ネットワークを補完し、交通空白地の解消、誰もが安全・安心で快適に移動できるまちを構築することを目的として設置したコミュニティバス(青ルート)維持のため、地域公共交通確保維持事業を実施する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○1年間の利用者数による事業目標

| | R4 実績 | R5 年度見通し | R6 年度目標 | R7 年度目標 | R8 年度目標 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | R3/10~R4/9 | R4/10~R5/9 | R5/10~R6/9 | R6/10~R7/9 | R7/10~R8/9 |
| 赤ルート(幹線) | 41,667人 | 43,000 人 | 44, 500 人 | 45,000 人 | 45, 500 人 |
| 青ルート(フィーダー) | 25, 655 人 | 25,000 人 | 26, 500 人 | 27, 000 人 | 27, 500 人 |
| 小計 | 67, 322 人 | 68, 000 人 | 71,000 人 | 72,000 人 | 73,000 人 |

※R5 見通しは、R4/10~R5/5 の実績と R4/6~R4/9 の実績をあわせたもの。

※直近の実績は、コロナ禍の影響を多少受けた数値であるが、地域公共交通計画に掲げる目標値である「72,000人(※行政年度 R7.4~R8.3 としている)」を基に設定している。 (武豊町地域公共交通計画の 27 頁参照)

(2) 事業の効果

平成30年10月からは町内在住者でも利用者の多い青山駅への乗り入れを開始し、鉄軌道を中心とした広域幹線系統の強化を図ることでより一層の利用者の増加につながった。

また、令和元年 10 月に実施した南部青ルートの延伸及び高齢者の無料乗車券交付事業・ 回数券事業により利用者が大幅に増加した。

これまで利用促進の役割を担っていた住民団体である「武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会」と連携し、公共交通の利用方法等の周知を行い、事業改善を進める上で必要になる住民ニーズの反映に際して、生活の足を考える会の協力を仰ぎながら、事業推進を図ってきた。

令和2年度、令和3年度には住民団体と町が連携し、バス路線に関する今後の対応等を住民ワークショップにより協議し、令和4年10月の青ルート路線の改編(北部延伸)に至った。

コロナ禍の影響があったものの、行動制限の緩和やワクチン接種の普及等により、昨年 度と比較して新型コロナウイルス感染症の影響はほぼ無くなり、コロナ禍前の利用者数に 近づく数値まで回復した。

今後も住民団体と連携し、利用促進等の事業を図っていく。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・赤ルートの運行(主体:武豊町 運行事業者:知多乗合株式会社)
- ・ 青ルートの運行(主体:武豊町 運行事業者:知多乗合株式会社)
- ・広報周知活動(主体:武豊町 広報・ホームページでの周知等)

(主体:武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会産業まつり等での啓発活動、利用促進事業等)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

<路線図>

- 添付の運行系統を参照
- ・地域内フィーダー系統の要件(地域間交通ネットワークと接続) 青ルートは、役場、名鉄知多武豊駅等で赤ルートの地域間幹線系統と接続

<運行事業者の決定方法>

・近隣市町等での実績のある事業者で行う指名競争入札による業者選定を行い、知多乗 合株式会社を選定している。

<運行予定期間>

・令和4年4月に「武豊町地域公共交通計画」を策定し、令和4年度から令和8年度までの5年間の事業期間として事業継続している。

<地域間交通との整合性・新規性>

・添付の路線図を参照 青ルートは、役場、名鉄知多武豊駅等で地域間幹線系統と接続

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る武豊町コミュニティバスについて、その運行に係る費用総額 39, 393, 612 円のうち、武豊町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。(令和4年度実績(R3, 10~R4, 9))

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

〇評価手法:利用実績(利用者数)による定量評価

〇測定方法:運行事業者による月別の利用実績を計測

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

- ※該当なし
- 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

- (1) 事業の目標
- ※該当なし
- (2) 事業の効果
- ※該当なし
- 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式 車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
 - ※該当なし
- 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ※該当なし
- 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ※該当なし
- 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- (1) 事業の目標
- ※該当なし
- (2) 事業の効果
 - ※該当なし
- 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
 - ※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

〈平成31年度【令和元年度】(4-3月期)〉

· 令和元年 6 月 26 日 (第 32 回)

R02 年度生活交通確保維持改善計画承認 コミュニティバスルート・ダイヤ改正、 接続タクシー事業、高齢者無料乗車券制度・回数券 導入について(R01.10~)

· 令和元年 12 月 25 日 (第 33 回)

車両更新計画(案)について

• 令和2年2月(書面協議)

障がい者手帳所持者の運賃無料化について(RO2.4~)

<令和2年度(4-3月期)>

· 令和 2 年 5 月書面協議 (第 34 回) R03 年度生活交通確保維持改善計画承認 青ルート「南中根」停留所の移設について 赤ルートの車両更新について

· 令和3年12月8日(第35回)

青ルート車両更新について

青ルート「六貫山郵便局」停留所の名称変更 R02 年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価

令和3年3月30日(第36回) <令和3年度(4-3月期)>

• 令和3年6月21日(第37回)

武豊町地域公共交通計画について

R04 年度生活交通確保維持改善計画承認

武豊町地域公共交通計画の策定について

· 令和3年12月7日(第38回)

来年度のコミュニティバス(青ルート)事業 青ルート「地域交流センター」停留所の名称変更 R03 年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価 及び R3 年度地域公共交通計画の事業評価の承認 武豊町地域公共交通計画案の協議

· 令和 4 年 3 月 30 日 (第 39 回) <令和4年度(4-3月期)>

地域公共交通計画(最終案)の承認

• 令和 4 年 6 月 24 日 (第 40 回)

赤ルート「平井停留所」の移設について コミュニティバス(青ルート)の路線改編及び コミュニティバスの運行系統名等の変更について 接続タクシー事業の改編について R05 年度生活交通確保維持改善計画承認 常滑市(仮称)ボートレースファンバスの運行

・令和4年7月書面決議(第41回)青ルートの路線改編(新設・廃止)について

· 令和 4 年 12 月 9 日 (第 42 回)

R04 年度令和 4 年度地域公共交通確保維持改善に 関する自己評価(案)及び地域公共交通計画の評価

令和5年3月29日(第43回)

RO5 年度地域公共交通事業計画(案)について

年末年始の運行について

令和5年6月26日(第44回)

R06 年度生活交通確保維持改善計画承認

19. 利用者等の意見の反映状況

<平成29年度(4-3月期)の主な意見聴取>

- 〇市原地区説明会の実施
- ・平成30年2月24日:停留所別利用者数の説明及び地区住民の利用状況の確認
- <平成30年度(4-3月期)の主な意見聴取>
- 〇利用者アンケート調査の実施
- ・コミュニティバスの利用者を対象に、アンケート調査を実施
- ・10月22日~11月7日までの利用者 ・利用促進友の会の協力を得て配布、郵送回収
- <平成31年度【令和元年度】(4-3月期)の主な意見聴取>
- 〇町民アンケート調査
- ・令和元年11月 町民3,000人を対象(無作為抽出) 1,165件回収(38.8%)
- ・利用実態、事業効果、財政負担の評価、利用しない理由、公共交通への転換見通し等

<令和2年度(4-3月期)の主な意見聴取>

- ○住民ワークショップによる意見聴取
- ・次期計画、次期路線網策定に向けた地域公共交通に関する意見収集
- ・武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会との共同開催
- ・全体ワークショップの開催日:R2/7/15、8/19、9/16、R3/2/17
- ・地区ワークショップの開催日: R2/11/17、R3/1/20

<令和3年度(4-3月期)の主な意見聴取>

- 〇住民ワークショップによる意見聴取
- ・次期計画、次期路線網策定に向けた地域公共交通に関する意見収集
- ・武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会との共同開催
- ・全体ワークショップの開催日:R3/10/11、10/26
- ・接続タクシー事業変更検討の社会実験: R4/2 実施(社会実験後アンケート実施)
- <令和4年度(4-3月期)の主な意見聴取>
- ○社会実験アンケートを取りまとめ、参加者へ報告
- 〇ワークショップや社会実験を基に、コミュニティバス(青ルート)の路線改編、接続タクシーの制度変更を実施し、事業へ反映:R4/10
- 〇武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会(住民団体)と町による定例会開催

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

(所 属)武豊町 総務部 防災交通課

(氏 名)岩川 幸樹

(電話) 0569-72-1111

(e-mail) bosai@town.taketoyo.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

| | 浦行玄红 | 调行系統名 | 運行系統名 運行系統 系 | | 系統 | 計画 | 計画 | 利便増 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | | | |
|-------|--------------|-----------------|--------------|------|-------|---------------|----------|----------|-------------------------------|--------|--------------------|---|---------------------------|
| 市区町村名 | 運送予定者名 | (申請番号) | 起点 | 経由地 | 終点 | キロ程 | 運行 日数 | 運行 回数 | 進特例措置 | 運行態様の別 | 基準ハで 該当する 要件 | 補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保 | 基準ホで該 当する要件 (別表7のみ) |
| | 知多乗合株式会 社 | (1) ゆめころん(青ルート) | 武豊町役場 | 富貴駅東 | 武豊町役場 | 往16.5km 循環 | 366 | 3294回 | | 路線定期運行 | 1 | 武豊町役場バス停において幹線系 統の赤ルートと発着時刻を同じにし て、乗り継ぎ環境を確保している。 | 3 |
| | | (2) | | | | 往 km 復 km | B | | | | | | |
| 武豊町 | | (3) | | | | 往 km 復 km | B | | | | | | |
| | | (4) | | | | 往 km 復 km | 日 | 回 | | | | | |
| | | (5) | | | | 往 km 復 km | 日 | 0 | | | | | |

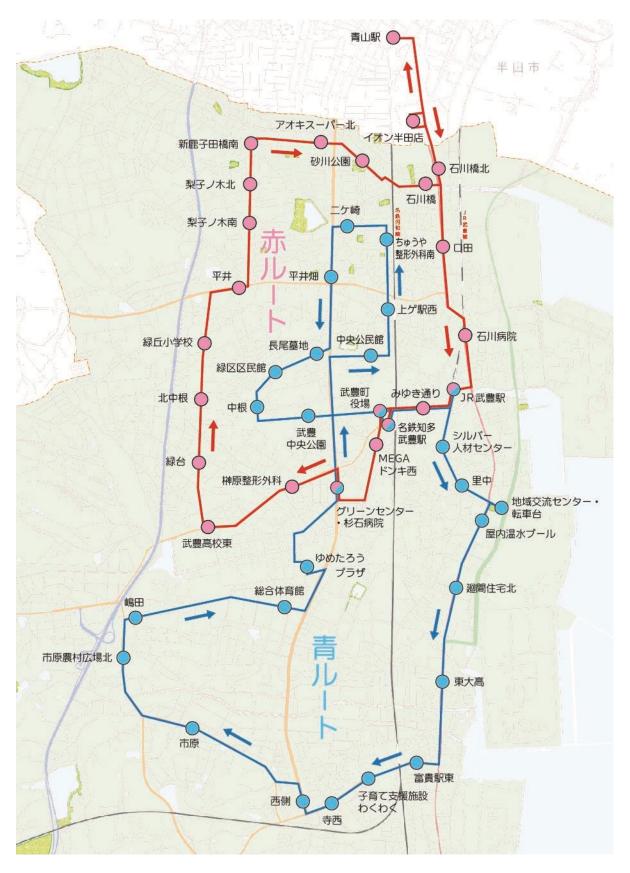
(注)

- 1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 3.「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
- 4. 「運行熊様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 5.「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

○運行予定系統を示した地図

令和6年度運行日数:366日(土日祝日運行)

※年末年始も運行(令和5年度まで12月29日~1月3日は運休)



赤ルート(幹線系統)

青ルート (フィーダー系統)

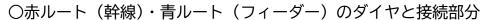
○運行ダイヤ

武豊町役場バス停における 赤ルート (幹線)・青ルート (フィーダー) の乗り換え環境



赤・青ルートともに、武豊町役場 バス停の発着時刻を同じにして、 乗継ぎ環境を確保。

役場バス停にて休憩時間があり、 赤→青、青→赤のどちらからも乗 継ぎ可能。



赤ルート (幹線系統) (12.8km)

| | | 所要 | 201 | 202 | 203 | 204 | 205 | 206 | 207 | 208 | 209 |
|----|---------------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 1 | 武豊町役場 | 0:00 | 815 | 915 | 1015 | 1115 | 1255 | 1355 | 1455 | 1555 | 1655 |
| 2 | 名鉄知多武豊駅 | 0:01 | 816 | 916 | 1016 | 1116 | 1256 | 1356 | 1456 | 1556 | 1656 |
| 3 | MEGAドンキ西 | 0:03 | 818 | 918 | 1018 | 1118 | 1258 | 1358 | 1458 | 1558 | 1658 |
| 4 | グリーンセンター・杉石病院 | 0:05 | 820 | 920 | 1020 | 1120 | 1300 | 1400 | 1500 | 1600 | 1700 |
| 5 | 榊原整形外科 | 0:07 | 822 | 922 | 1022 | 1122 | 1302 | 1402 | 1502 | 1602 | 1702 |
| 6 | 武豊高校東 | 0:09 | 824 | 924 | 1024 | 1124 | 1304 | 1404 | 1504 | 1604 | 1704 |
| 7 | 緑台 | 0:11 | 826 | 926 | 1026 | 1126 | 1306 | 1406 | 1506 | 1606 | 1706 |
| 8 | 北中根 | 0:13 | 828 | 928 | 1028 | 1128 | 1308 | 1408 | 1508 | 1608 | 1708 |
| 9 | 緑丘小学校 | 0:14 | 829 | 929 | 1029 | 1129 | 1309 | 1409 | 1509 | 1609 | 1709 |
| 10 | 平井 | 0:16 | 831 | 931 | 1031 | 1131 | 1311 | 1411 | 1511 | 1611 | 1711 |
| 11 | 梨子ノ木南 | 0:18 | 833 | 933 | 1033 | 1133 | 1313 | 1413 | 1513 | 1613 | 1713 |
| 12 | 梨子ノ木北 | 0:19 | 834 | 934 | 1034 | 1134 | 1314 | 1414 | 1514 | 1614 | 1714 |
| 13 | 新鹿子田橋南 | 0:20 | 835 | 935 | 1035 | 1135 | 1315 | 1415 | 1515 | 1615 | 1715 |
| 14 | アオキスーパー北 | 0:22 | 837 | 937 | 1037 | 1137 | 1317 | 1417 | 1517 | 1617 | 1717 |
| 15 | 砂川公園 | 0:24 | 839 | 939 | 1039 | 1139 | 1319 | 1419 | 1519 | 1619 | 1719 |
| 16 | 石川橋 | 0:26 | 841 | 941 | 1041 | 1141 | 1321 | 1421 | 1521 | 1621 | 1721 |
| 17 | イオン半田店 | 0:28 | 843 | 943 | 1043 | 1143 | 1323 | 1423 | 1523 | 1623 | 1723 |
| 18 | 青山駅 | 0:34 | 849 | 949 | 1049 | 1149 | 1329 | 1429 | 1529 | 1629 | 1729 |
| 19 | 石川橋北 | 0:39 | 854 | 954 | 1054 | 1154 | 1334 | 1434 | 1534 | 1634 | 1734 |
| 20 | 口田 | 0:40 | 855 | 955 | 1055 | 1155 | 1335 | 1435 | 1535 | 1635 | 1735 |
| 21 | 石川病院 | 0:42 | 857 | 957 | 1057 | 1157 | 1337 | 1437 | 1537 | 1637 | 1737 |
| 22 | JR武豊駅 | 0:44 | 859 | 959 | 1059 | 1159 | 1339 | 1439 | 1539 | 1639 | 1739 |
| 23 | みゆき通り | 0:46 | 901 | 1001 | 1101 | 1201 | 1341 | 1441 | 1541 | 1641 | 1741 |
| 24 | 名鉄知多武豊駅 | 0:47 | 902 | 1002 | 1102 | 1202 | 1342 | 1442 | 1542 | 1642 | 1742 |
| 25 | 武豊町役場 | 0:50 | 905 | 1005 | 1105 | 1205 | 1345 | 1445 | 1545 | 1645 | 1745 |

表 1 添付資料

青ルート (フィーダー系統) (16.5km)

| | | | | | | | ı | | | | |
|----|---------------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 所要 | 101 | 102 | 103 | 104 | 105 | 106 | 107 | 108 | 109 |
| 1 | 武豊町役場 | 0:00 | 815 | 915 | 1015 | 1115 | 1255 | 1355 | 1455 | 1555 | 1655 |
| 2 | JR武豊駅 | 0:03 | 818 | 918 | 1018 | 1118 | 1258 | 1358 | 1458 | 1558 | 1658 |
| 3 | シルバー人材センター | 0:04 | 819 | 919 | 1019 | 1119 | 1259 | 1359 | 1459 | 1559 | 1659 |
| 4 | 里中 | 0:05 | 820 | 920 | 1020 | 1120 | 1300 | 1400 | 1500 | 1600 | 1700 |
| 5 | 地域交流センター・転車台 | 0:06 | 821 | 921 | 1021 | 1121 | 1301 | 1401 | 1501 | 1601 | 1701 |
| 6 | 屋内温水プール | 0:07 | 822 | 922 | 1022 | 1122 | 1302 | 1402 | 1502 | 1602 | 1702 |
| 7 | 廻間住宅北 | 0:08 | 823 | 923 | 1023 | 1123 | 1303 | 1403 | 1503 | 1603 | 1703 |
| 8 | 東大高 | 0:10 | 825 | 925 | 1025 | 1125 | 1305 | 1405 | 1505 | 1605 | 1705 |
| 9 | 富貴駅東 | 0:12 | 827 | 927 | 1027 | 1127 | 1307 | 1407 | 1507 | 1607 | 1707 |
| 10 | 子育て支援施設わくわく | 0:17 | 832 | 932 | 1032 | 1132 | 1312 | 1412 | 1512 | 1612 | 1712 |
| 11 | 寺西 | 0:18 | 833 | 933 | 1033 | 1133 | 1313 | 1413 | 1513 | 1613 | 1713 |
| 12 | 西側 | 0:19 | 834 | 934 | 1034 | 1134 | 1314 | 1414 | 1514 | 1614 | 1714 |
| 13 | 市原 | 0:21 | 836 | 936 | 1036 | 1136 | 1316 | 1416 | 1516 | 1616 | 1716 |
| 14 | 市原農村広場北 | 0:23 | 838 | 938 | 1038 | 1138 | 1318 | 1418 | 1518 | 1618 | 1718 |
| 15 | 嶋田 | 0:24 | 839 | 939 | 1039 | 1139 | 1319 | 1419 | 1519 | 1619 | 1719 |
| 16 | 総合体育館西 | 0:26 | 841 | 941 | 1041 | 1141 | 1321 | 1421 | 1521 | 1621 | 1721 |
| 17 | ゆめたろうプラザ | 0:28 | 843 | 943 | 1043 | 1143 | 1323 | 1423 | 1523 | 1623 | 1723 |
| 18 | グリーンセンター・杉石病院 | 0:31 | 846 | 946 | 1046 | 1146 | 1326 | 1426 | 1526 | 1626 | 1726 |
| 19 | 中央公民館 | 0:34 | 849 | 949 | 1049 | 1149 | 1329 | 1429 | 1529 | 1629 | 1729 |
| 20 | 上ゲ駅西 | 0:36 | 851 | 951 | 1051 | 1151 | 1331 | 1431 | 1531 | 1631 | 1731 |
| 21 | ちゅうや整形外科南 | 0:38 | 853 | 953 | 1053 | 1153 | 1333 | 1433 | 1533 | 1633 | 1733 |
| 22 | 二ケ崎 | 0:39 | 854 | 954 | 1054 | 1154 | 1334 | 1434 | 1534 | 1634 | 1734 |
| 23 | 平井畑 | 0:41 | 856 | 956 | 1056 | 1156 | 1336 | 1436 | 1536 | 1636 | 1736 |
| 24 | 長尾墓地 | 0:43 | 858 | 958 | 1058 | 1158 | 1338 | 1438 | 1538 | 1638 | 1738 |
| 25 | 緑区区民館 | 0:44 | 859 | 959 | 1059 | 1159 | 1339 | 1439 | 1539 | 1639 | 1739 |
| 26 | 中根 | 0:45 | 900 | 1000 | 1100 | 1200 | 1340 | 1440 | 1540 | 1640 | 1740 |
| 27 | 武豊中央公園 | 0:46 | 901 | 1001 | 1101 | 1201 | 1341 | 1441 | 1541 | 1641 | 1741 |
| 28 | 名鉄知多武豊駅 | 0:49 | 904 | 1004 | 1104 | 1204 | 1344 | 1444 | 1544 | 1644 | 1744 |
| 29 | 武豊町役場 | 0:50 | 905 | 1005 | 1105 | 1205 | 1345 | 1445 | 1545 | 1645 | 1745 |

| 市区町村名 |
|-------|
|-------|

(単位:人)

| | (十戸:バ) |
|----------|--------|
| | 人口 |
| 人口集中地区以外 | 12,297 |
| 交通不便地域等 | |

交通不便地域等の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|----|------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定 年月日及び特例適用開始年度

| 計画名 | 策定年月日 | 特例適用開始年度 |
|-------------|--------|----------|
| 武豊町地域公共交通計画 | 令和4年4月 | |
| | | |

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する 交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に 記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律 (根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名 等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運 輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送 サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に 記載すること。

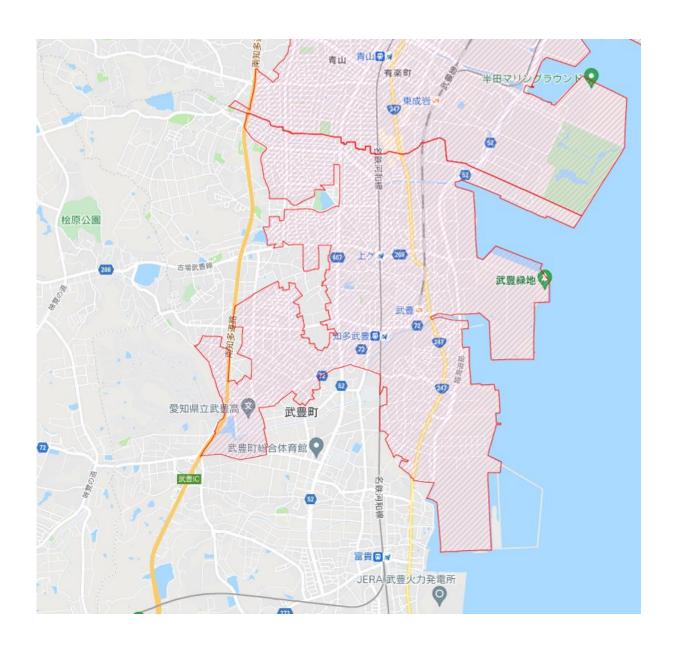
(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

人口集中地区以外の地区の地図

人口集中地区(令和2年)

https://jstatmap.e-stat.go.jp/jstatmap/main/base.html?1654586970811



地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第1項に規定する事項の 記載箇所(項)について

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

地域公共交通計画21、22ページ

2. 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

地域公共交通計画22ページ

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び 実施主体の概要

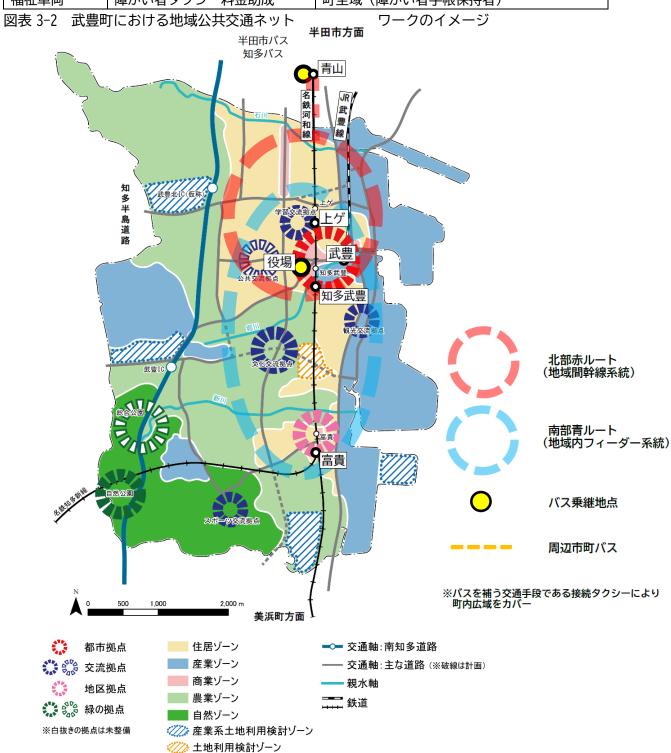
地域公共交通計画24、26ページ「①市街化区域内での交通サービスの確保維持

4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

地域公共交通計画27、28ページ

3. 計画で位置づける対象路線・区域

| | 対象路線 | 対象区域 |
|------------|--------------|--------------------|
| 鉄道 | JR武豊線 | 東成岩(半田市)~武豊 |
| <u></u> 欢煌 | 名鉄河和線 | 青山(半田市)~上ゲ~知多武豊~富貴 |
| 幹線バス | 武豊町コミュニティバス | 赤ルート(北部) |
| 支線バス | 武豊町コミュニティバス | 青ルート(南部) |
| タクシー | 接続タクシー | 町全域 |
| 福祉車両 | 障がい者タクシー料金助成 | 町全域(障がい者手帳保持者) |



図表 3-3 地域公共交通の機能・役割

| 機能分類 | 以公共文地の機能・役割とサービス水準 | 運行主体 | 該当する現行路線 |
|---------------------|---|-------------|--|
| 基幹 公共交通軸 (鉄道) | ・通勤や通学を主として買い物や通院など様々な目的に対応・本町と周辺市町を連絡する路線・広域的な移動需要に対応した高いサービス水準で運行 | ・交通事業者 | ・ J R 武豊線 ・名古屋鉄道河和線 |
| 地域交流路線 | ○武豊町コミュニティバス(赤ルート)・鉄道や大型商業施設、医療機関の利用を想定し、 行政境を意識することなく移動できるサービス をバスにて提供する路線・本町の都市拠点から北部の地域の足を守り、 1時間に1便の運行で各拠点間を結ぶ・地域間幹線系統として位置付ける | | ・本町コミュニティバス ゆめころん (地域間幹線系統) |
| 基幹バス | ○武豊町コミュニティバス(青ルート)・鉄道や医療機関、観光資源、公共施設など、 地域内の主要施設をつなぐ移動サービスを バスにて提供する路線・本町の都市拠点から南部の地域の足を守り、 1時間に1便の運行で各拠点間を結ぶ・地域内フィーダー系統として位置付ける | ・武豊町 ・地域 | ・本町コミュニティバス ゆめころん (地域内フィーダー系統) |
| 地域内移動サービス | ○接続タクシー・地域交流路線(コミュニティバス)を補完する 移動サービス・地域交流路線(定時定路線)のサービス提供が 難しい交通空白地を対象に、地域交流路線との 接続手段として、タクシーにて移動のサービス を提供する | | ・接続タクシー |
| 近隣連携路線 | ・本町と周辺市町を連絡する路線 ・本町の広域交流路線(地域間幹線系統)と連携し、 北西方向への移動需要に対応したサービス水準 で運行 | | ・半田市「ごんくる」 青成バス (青山・成岩線) ・知多バス 半田・常滑線 |
| 個別輸送 | ・上記の地域公共交通とは補完関係を構築 ・個々の移動需要に応じたサービスを提供 | ・交通事業者 | ・一般タクシー |

※「**地域間幹線系統**」「**地域内フィーダー系統**」については、国の補助路線として運行しています。上記に示す機能を実現するため、国の支援制度である地域公共交通確保維持事業により、路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要です。

※上記の表中の移動手段を利用できない移動困難者については、日常生活および社会生活を営む上で、安全・円滑・快適に移動することができるよう他の個別計画と連動し、合理的配慮に基づいた運用や交通施設の整備及びその他必要な措置を講ずるものとします。

5. 計画を達成するために行う事業及びその事業主体

目標を達成するために行う事業を下記のように設定する。

① 市街化区域内での交通サービスの確保維持

○幹線的バスの「武豊町コミュニティバス」の継続運行と路線・ダイヤ等の見直し

・これまで運行してきた「武豊町コミュニティバス」の北部赤ルート・南部青ルートの継続運行 を実施します。直近では令和4年10月に向けた見直しを実施し、その後も毎年利用実態を確認 し、停留所位置などの見直しなどを行います。

○車両の追加や入れ替えの検討

・計画期間内に車両の追加や入れ替えについて検討を行います。

② ニーズが認められたエリアでの交通サービスの提供

○接続タクシーの継続運行

・これまで運行してきた「接続タクシー」を継続して運行しつつ毎年利用実態を確認します。

〇接続タクシーの運行サービスの見直し

・令和2年度と令和3年度に開催した住民ワークショップでの意見および、令和4年2月に実施 した自宅と最寄りのバス停留所の送迎をする社会実験を基に、令和4年10月に向けた見直しを 実施します。その後も毎年利用実績を確認・見直しを実施します。

③ 公共交通を活用する生活スタイルへの転換

○公共交通を活用する生活スタイルへの意識転換を図るための住民への各種アプローチ活動

- ・利用促進のための時刻表の作成・配布を行います。
- ・運転免許証の自主返納を促すため、返納者への支援制度を実施します。
- ・バス等の乗り方教室を実施します。

○住民が自ら考え、主体的に実施する、利用促進事業。また、これら活動を支援するための環境づくり

- ・「武豊町コミュニティバス・生活の足を考える会」などの住民組織による、バスを使ったツアー イベントの実施、停留所での待機用のベンチ作成などの取り組みを推進します。
- ・日頃のバス利用について感謝するために「〇人目の方を対象とした感謝状の贈呈」等を実施し ます。
- ・住民が自ら考え、主体的に実施できるよう、住民団体の創意工夫・各種活動に対して武豊町に よる支援を実施します。

④TEAM ONE TAKETOYO 体制による総合的な移動サービスの提供(地域協働)

○障がい者タクシー料金助成、バス運賃助成などのあり方の検討・実施

- ・障がい者向けのタクシー料金助成制度及びバス運賃助成制度、通園通所交通費の助成制度について、既存事業を継続しつつ、武豊町内関係課にて協議し、総合的な移動サービスのあり方について検討します。
- ・当該移動サービス支援は、官民連携して適切な体制構築・支援内容を検討します。

図表 3-5 事業スケジュールと実施主体

※地域公共交通会議にて年度毎に評価

| | ************************************ | | /• | | 1 | | (十)文母に計画 |
|---|---|----------------|-----------|--|---------------------|---------------|--|
| 基本的な 方針 | 事業概要 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 2 令和 6年度 | 令和 7年度 | 2 令和 8年度 | 実施主体 |
| ①市街化区域 内での交通サ ービスの確保 維持 | ○幹線的バスの「武豊町コミュニティ バス」の継続運行と路線・ダイヤ等の 見直し | 実施 | 知多 | - 必要に応し ・武豊駅見 関連した - - !続した検 | 東の整備! | \Rightarrow | ・武豊町地域 公共交通会議 交通事業者 |
| | ○車両の追加や入れ替えの検討 | / July / ortho | 792 | | (P) | | |
| ②ニーズが認 められたエリ アでの交通サ | ○接続タクシーの継続運行 | 継続 | | | | | ・武豊町地域 公共交通会議 |
| ービスの提供 | ○接続タクシーの運行サービスの見直し | 実施 | 必 | 要に応じ | た見直し | <u></u> | ・交通事業者 |
| ③公共交通を 活用する生活 スタイルへの 転換 | 〇公共交通を活用する生活スタイルへの 意識転換を図るための住民への各種 アプローチ活動 | 向けた | 年10元時刻表明 | | | 配布 | ・武豊町地域 公共交通会議 ・交通事業者 |
| | ○住民自らが考え、主体的に実施する、 利用促進事業。また、これら活動を支援 するための環境づくり | 継続 | | | | | ・住民、武豊町、 武豊町地域公共交 通会議、武豊町コ ミュニティバス・ 生活の足を考える 会等による検討・ 実施 |
| ④TEAM ONE TAKETOYO 体制による総 合的な移動サ | ○障がい者タクシー料金助成、バス運賃 助成などのあり方の検討・実施 | | | + 続しつつ のあり方 | | | ・武豊町 ・町内事業所 ・住民 |
| ービスの提供 (地域協働) | ○社会資本総合整備計画等の関連施策の 計画的な実施 | 実施 | | 駅前口- 駐輪場型 | - - タリー 整備 | | ・武豊町 ・町内事業所 ・住民 |
| ⑤時代の変化 に対応した公 共交通サービ スの検討 | 〇コミュニティバスの電動化 | 導入 | 高め | + 対策、住 る公共交 り組み | | | ・武豊町 |
| | ○町の交通のあり方、時代の変化による 技術動向の研究による地域将来の検討 | 開催 | | | | | ・武豊町 ・武豊町コミニテ ィバス・生活の足 を考える会 |

6. PDCA

(1)「計画の目標」を達成するための「目標値」の設定(評価指標)

図表 3-5 計画の目標値

| | . 1.3 - 1.— | | |
|-------------------|-------------------------|---|------------------------------|
| 指標 | 内容 | 現状値※1 | 目標値 ^{※2} (令和7年度) |
| コミュニティ バスの利用者数 | 1年間でコミュニティバスを 利用した人数 | 58,223 人/年 (令和2年度) ピーク時:70,753 人/年 (令和元年度) | 72,000 人/年 |

※1:現状値(令和2年度)は、コロナ禍の影響を受けた数値であるため、ピーク時の数値を 基に、目標値を目指す

※2:目標値は、第6次武豊町総合計画の成果指標により設定

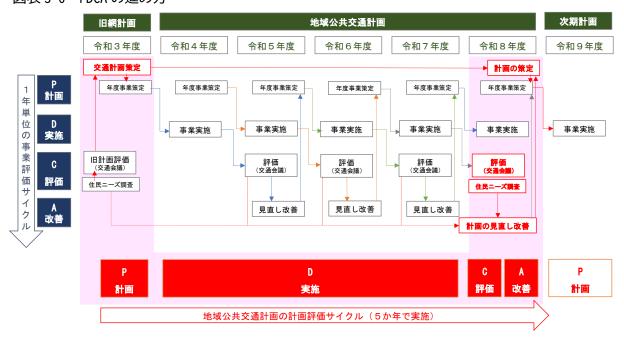
(2) PDCA・評価の進め方(計画全体の PDCA と毎年度の評価)

計画期間で前述しているとおり、地域公共交通計画の進行管理については、計画期間の5カ年を通して、PDCAを行う。

計画の目標管理のため、計画最終年度のタイミングに合わせ、住民に対するアンケート調査等を実施し、「公共交通の評価」・「鉄道や民間路線バスを維持するための税金投入とサービス水準のあり方」などについて確認し、計画全体を評価する。

一方、武豊町地域公共交通会議等を定期的に開催することで、各事業年度の取組について関係者間で相互に共有し、適切な事業推進が出来ているか評価・協議を行い、必要に応じて事業改善を行う。

図表 3-6 PDCA の進め方



(3) 交通計画のモニタリング方法

武豊町地域公共交通計画の進捗を毎年管理するために、下記に示す方法・指標によりモニタリングを実施する。

○地域公共交通会議による毎年度の標準的な評価方法(スケジュール)

| 時期 | 6月頃 | 12 月頃 | 3月頃 |
|------|--|--------------------------------------|---|
| 協議内容 | ・前年度の事業進捗確認・前年度の決算協議・補助事業申請の協議 | ・補助事業様式による自己 評価の実施 ・事業の見直し等の協議 | ・次年度の事業計画協議 (事業の見直し改善)・次年度の事業予算協議・補助事業評価結果の確認 |

〇計画期間中のモニタリング内容(指標)

| 基本的な方針 | 指標 | モニタリング内容 |
|----------------------------|------------|-------------------------|
| 0 公共交通全体 | 〇コミュニティバス等 | コミュニティバス及び接続タクシーの利 |
| | の利用者数の推移 | 用実績について系統別に推移を確認する。 |
| 1①市街化区域内での | Oコミュニティバスの | 事業の確保維持を確認するため、利用者数 |
| 交通サービスの確保 | 事業収支率 | とあわせて事業収支状況を確認し、財政投 |
| 維持 | | 入水準が大幅に拡大しないかをモニタリ |
| | | ングする。 |
| ②ニーズが認められた | 〇サービス提供による | 住民のニーズがある場所にサービス提供 |
| エリアでの交通サー | 人口カバー率 | ができているかを確認するため、停留所か |
| ビスの提供 | | ら 300m(鉄道駅 1km)の圏域の人口カバ |
| | | 一率をもってモニタリングする。 |
| ③公共交通を活用する | 〇住民アンケート調査 | 公共交通を活用する生活スタイルの変化 |
| 生活スタイルへの転 | でのコミュニティバ | を、住民アンケート調査を通して「コミュ |
| | ス利用割合 | ニティバスの利用割合」を確認する。 |
| 4 TEAM ONE TAKETOYO | 〇関係部局の事業進捗 | 公共交通分野に関連する福祉部局・都市計 |
| 体制による総合的な | 管理 | 画部局等における移動サービスの施策進 |
| 移動サービスの提供 | | 捗が適正に行われているかを事業管理す |
| (地域協働) | | る。 |
| ⑤時代の変化に対応し | 〇住民アンケート調査 | 住民の QOL を高める社会環境形成の一つ |
| た公共交通サービス | での住環境への満足 | の要素として、時代の変化に対応した公共 |
| の検討 | 度 | 交通サービスの施策提供ができているか |
| | | を、総合計画策定時に行う住民アンケート |
| | | 調査を通して「住環境への満足度」をモニ |
| | | タリングする。 |